

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	『順宗実録』陽城伝の成立過程
Author(s)	畠村, 学
Citation	中國中世文學研究 , 63-64 : 167 - 182
Issue Date	2014-09-29
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051457
Right	
Relation	



『順宗実録』陽城伝の成立過程

畠村 学

はじめに

徳宗朝の功臣・陽城は、貞元年間の初め、諫官である諫議大夫に就任し広くその名を知られるも、後に国子司業に降格、次いで徳宗の怒りを買ひ道州刺史に左遷され、当地で人知れず死去した人物である。その後陽城は、徳宗を継いで皇位に就いた順宗により、永貞元年（八〇五）に左散騎常侍を追贈され名誉回復を果たす。

この陽城の伝をまとまつた形で初めて記したのが、順宗の治世である永貞年間の歴史を記した『順宗実録』である。『順宗実録』は、監修国史裴垍のもと、元和六年（八一—）には史官韋處厚によつて未定稿ながら三巻本にまとめられ、その後元和八年（八一三）に史館修撰に就任した韓愈等により、その不備の修正及び大幅な増補が行われ、元和十年（八一五）、憲宗皇帝に『順宗実録』五巻本として提出されている。^①

健康上の問題でわずか八ヶ月足らずで終わった順宗の治世において、その就任中に行つた陽城の名誉回復

は、同じく徳宗朝の名宰相でありながら、忠州別駕に左遷されその地で没した陸贊の名誉回復と並び、『順宗実録』に明記すべき必須事項であつたと考えられる。『順宗実録』卷四掲載の陸贊の伝からうかがえる史官韓愈の史才及び叙述態度については、以前別稿にて考察した。^② 本稿では『順宗実録』で陸贊に次いで長編の伝が記される陽城に注目し、陽城の伝の編纂に際して参考されたと考えられる元資料と現行の『順宗実録』の記述とを比較することで、『順宗実録』における史官韓愈の叙述態度について検討することにしたい。

唐代は史館制度が確立し、史書の編纂が史館において国家事業として行われるようになつた時代である。そうしたなか、古文家が修史（史書の執筆・編纂）に対して強い意識を持っていたことは、つとに孫昌武氏によつて指摘されている。^③ 駢文の隆盛した六朝期においても史書が基本的には古文で書かれていたことを考えれば、歴史叙述は古文家がその文才を振るうのに相応しいジャンルとして強く意識されていましたと考えられ

なかでも中唐を代表する古文家の集団であり、かつ「史家集団」としての側面も備えていたと考えられる韓門のその領袖である韓愈が、実際に史書編纂官である史館修撰に就任し、いかなる態度で前皇帝の時代の歴史を叙述し編修したかを知ることは、韓愈個人の文学活動を知る上で重要であるだけでなく、韓門の創作活動や中唐古文運動の実体を新たな視点から捉え直す可能性がある点で極めて重要なテーマであると考える。

一 陽城の伝記と元和年間の実録の編纂

『順宗実録』に掲載される個人の伝には、陽城以外に、先述の陸贊の他、張薦、令狐峘、張万福、王叔文、王伾、韋執誼のものがある。本稿では『順宗実録』所載の伝を「○○伝」と呼ぶが、もとより編年体の史書である『順宗実録』には紀伝体の史書のようなそうちた名称ではなく、ここでは『唐会要』や『通鑑考異』に見える「実録○○伝」という言い方に倣い、便宜的に用いることにする。

上記の人物のなかでも陽城は、とりわけ順宗朝の歴史を記す上でキーパーソンである。陽城は、『順宗実録』巻一の冒頭箇所、順宗の皇太子時代の逸話を記すなかにすでに登場する。すなわち、徳宗が佞臣裴延齡や李渠甫を宰相に推す人事を独断で進めていた時、諫議大夫の陽城がそれを厳しく糾弾したために徳宗の怒りを買い处罚されかけるが、太子李誦（後の順宗）

の弁護により罪を免れたというものである。『順宗実録』では、順宗の皇太子時代の逸話に陽城を登場させることで、陽城が順宗との関係において極めて重要な人物であることが印象づけられている。⁵⁾

以下、陽城の経歴及び『順宗実録』編纂に関する事項を年譜で記す。なお、『順宗実録』陽城伝の本文は本稿末尾に全文を挙げ、本論では該当箇所のみ提示することにする。

貞元四年（七八八）六月、陽城、徵されて諫議大夫に就任。

貞元十一年（七九五）七月丙寅朔、裴延齡の事に坐して国子司業に降格。

貞元十四年（七九八）九月、徳宗の怒りを買ひ道州刺史に左遷。

貞元二十一年（永貞元年、八〇五）、道州にて死去（死去した正確な年は不明）。正月、順宗即位。七月九日、左散騎常侍を追贈される。

元和五年（八一〇）十月、監修国史裴垍、史官蒋乂、韋處厚、獨孤郁等と『德宗実録』五十卷を憲宗に提出。十一月、裴垍、病みて宰相・監修國史を罷む。

元和六年（八一一）正月、李吉甫、宰相に再任、監修国史を兼任。四月、史官韋處厚等を解任。

元和八年（八一三）三月、韓愈、比部郎中史館修撰に就任。十一月、李吉甫より前史官韋處厚撰『順宗實錄』三巻の書き直しを命ぜられ、史官沈伝師・宇文籍とともに着手。

元和十年（八一五）夏頃、韓愈『順宗實錄』五巻を憲宗に提出。

ここに記すように、徳宗在位中の貞元年間には、陽城は左遷先の道州から召還されることなく、順宗即位後の永貞元年七月、同地にて死去後に召還の命を受け、その後左散騎常侍を追贈されている。

こうした陽城の名誉回復は、順宗の永貞元年に行われていながら、それが広く周知されることになるのは、憲宗朝の元和年間、なかんずく元和十年に正史である『順宗實錄』にその伝が記載されるまで待たなければならなかつた。

健康面で問題のあつた順宗に代わり皇太子李淳（後の憲宗）が実権を握るが、その李淳が最初に行つたのは「永貞革新」を主導した王伾・王叔文党の一掃であった。その後、帝位に就いた憲宗は、元和元年（八〇六）に西川節度使劉闢を、翌二年には鎮海節度使李錡を立て続けに討伐、元和三年に発生した日照りの天災も克服し、即位前からの様々な懸案事項をひとまず解決する。

ここにおいて憲宗が取り組んだのが、前代の歴史の

総括である。とりわけ順宗朝に成し得なかつた徳宗朝建中元年（七八〇）から貞元二十一（八〇五）の五年余りの、内政・外政ともに多難な時代を記録する『徳宗實錄』の編纂は、徳宗朝後半期の政治的混乱の責任とその原因を明確にし、かつ混乱期に国家に尽力した忠臣・烈士の顕彰を目的として行われた、極めて重要な国家プロジェクトであった。

元和四年（八〇九）には、前年に宰相に就任していいた裴垍が監修国史を兼任し、元和二年（八〇七）に開始された『徳宗實錄』の編纂を史官蔣乂、独孤郁、韋處厚らを率いて推し進める。徳宗朝前期の建中年間の歴史を記録した『建中實錄』十巻は、徳宗朝にすでに史官沈既濟によってまとめられており、『徳宗實錄』はそれを修正し、新たに貞元年間の記録を追加する形で五十巻にまとめられている。『徳宗實錄』は翌元和五年（八一〇）に完成、その後（或いは『徳宗實錄』の編纂と同時進行で）、同じく監修国史裴垍のもと、史官韋處厚を中心に『順宗實錄』編纂が進められたのである。わずか一年足らずの順宗朝の歴史を記すのであるから、資料収集に関しては『順宗實錄』の編纂はさほど大変な作業ではなかつたであろう。特に本稿で問題としている陽城をはじめ、人物の伝記に当たる部分に関しては、事跡のほとんどが徳宗朝の出来事であるため、基本資料は『徳宗實錄』編纂の際にある程度収集されていたはずである。

こうしたなか、諫議大夫として徳宗の人事の不当性を直言し、その後道州刺史に左遷されその地で没した陽城は、順宗が永貞元年（八〇五）七月に左散騎常侍を追贈したことにより公的には名誉回復を果たしていしたもの、それが人々に周知され顕彰されるまでには至つていなかつたのである。⁽⁷⁾

陽城の伝記は、断片的な資料は存在したとしても、行状のようなまとまつたものは、少なくとも公的な記録としては存在していなかつた。正史に記載されることで人物の評価が定まるということは、中国が歴史の国であることを顕著に示しているが、陽城の場合も、『順宗実録』に伝が記載されることで、初めてその評価が定まることになったのである。

では、韓愈等『順宗実録』を編纂した史官は、いつたいどのような資料に基づいて陽城伝をまとめたのであらうか。

二 『順宗実録』陽城伝の典拠資料

筆者は先に記した別稿において、『順宗実録』卷四所載の陸贊の伝が、『順宗実録』に先だって書かれた憲宗朝の宰相權德輿による陸贊文集の序「追贈兵部尚書宣公陸贊翰苑集序」（『唐文粹』卷九一）を参考にして書かれていることを論じた。⁽⁸⁾ 同様に陽城の伝を記す際にも史官が依拠した資料が存在したと考えられる。そして本稿においてその主要な資料の一つと推定する

のが、現在『唐会要』卷五五「省号下・諫議大夫」の項に見える陽城の諫官としての行動を記した記事である。

結論から言えば、以下に挙げる『唐会要』卷五五の文章は、『順宗実録』に先だって監修国史裴垍のもとで編纂され、元和五年（八一〇）十月に憲宗皇帝に提出された『徳宗実録』所載の記事であつたと考えられる。

以下、『唐会要』の本文を引く。

貞元二年六月、以秘書郎陽城爲諫議大夫。仍遣長安縣尉楊寧、齋東帛詣夏縣所居致禮。城遂以褐衣赴京師、且詣闕上表陳讓。上使中官齋章服衣之、而召見、賜帛五十疋。其後陸贊・李充等以讒毀受譖、朝廷震懼。上怒未解、勢不可測。滿朝無敢言者。城聞而起曰、「吾諫官也。不可令天子殺無罪人」。即率拾遺王仲舒等數人守延英門、上疏論延齡奸佞、贊等無罪。上大怒、召宰臣入語、將加城等罪。良久乃解、令宰相諭遣之。於是金吾將軍張萬福、武將不識文字。亦知感激、端笏詣城、與諸諫官等、泣而且拜曰、「今日始知聖朝有直臣」。時議以爲延齡朝夕爲宰相。城獨謂同列曰、「延齡倘入相、吾唯抱白麻慟哭」。後竟坐延齡事、改爲國子司業。

貞元二年六月、秘書郎陽城を以て諫議大夫と為す。仍ち長安県尉楊寧を遣りて、束帛を齎り夏県の居る所に詣り礼を致さしむ。城遂に褐衣を以て京師に赴き、且つ闕に詣り表を上りて諫らんことを陳ぶ。上中官をして章服を齎りて之に衣せしめ、而して召見して、帛五十疋を賜ふ。其の後陸贊・李充等諫毀を以て譴を受け、朝廷震懼す。上怒りて未だ解けず、勢測るべからず。満朝敢へて言ふ者無し。城聞きて起ちて曰く、「吾諫官なり。天子をして無罪の人を殺さしむべからず」と。即ち拾遺王仲舒等数人を率ゐて延英門を守り、上疏して延齡の奸佞にして、贊等の罪無きを上疏す。上大いに怒り、宰臣を召して入りて語らしめ、將に城等に罪を加へんとす。良や久しく述べ乃ち解け、宰相をして之を諭し遣らしむ。是に於いて金吾將軍張万福あり、武將にして文字を識らず。亦た知りて感激し、笏を端して城に詣り、諸諫官等と与に、泣きて且つ拝して曰く、「今日始めて聖朝に直臣有るを知る」と。時議以為らく延齡朝夕に宰相と為らんと。城独り同列に謂ひて曰く、「延齡倘入相すれば、吾唯だ白麻を抱きて慟哭せん」と。後竟に延齡の事に坐して、改めて国子司業と為る。

B 城聞而起曰、「吾諫官也。不可令天子殺無罪人」。

A 其後陸贊・李充等以諫毀受譴、朝廷震懼。上怒未解、勢不可測。満朝無敢言者。
a 至裴延齡諫毀、陸贊等坐貶黜。德宗怒不解，在朝無救者。

『唐会要』卷五五「省号」には、門下省と中書省関連の記事が掲載されている。陽城に関する記事がここに記されるのは、陽城が門下省に属する諫議大夫であつたからである。

以下、『唐会要』所載の陽城関係の記事と『順宗実録』陽城伝との類似点を比較する。その上で、『唐会要』の記事が、『順宗実録』に先だつて編纂された『徳宗実録』からの引用である可能性を明らかにしたい。

(1) 『順宗実録』との類似点

『唐会要』卷五五の記事を『順宗実録』卷四所載の陽城伝と比較してみると、『順宗実録』陽城伝を【I】～【VI】の六つに分けたうちの【III】と同内容の記事であることがわかる(陽城伝の全文は末尾に掲載)。しかも両者はその表現まで非常に似ている。

アルファベットの大文字(A～D)が『唐会要』卷五五、小文字(a～d)が『順宗実録』卷四の文章である。傍線を引いた箇所が共通・類似する箇所である。

即率拾遺王仲舒等數人守延英門、上疏論延齡奸佞、

贊等無罪。上大怒、召宰臣入語、將加城等罪。良

久乃解、令宰相諭遣之。

b 城聞而起曰、「吾諫官也。不可令天子殺無罪之人而信用姦臣」。即率拾遺王仲舒數人守延英門、上疏論延齡姦佞、贊等無罪狀。德宗大怒、召宰相入語、將加城等罪。良久乃解、令宰相諭遣之。

c 於是金吾將軍張萬福、武將不識文字。亦知感激、端笏詣城與諸諫官等、泣而且拜曰、「今日始知聖朝有直臣」。

d 於是金吾將軍張萬福聞諫官伏閣諫、趨往、至延英門大言賀曰、「朝廷有直臣。天下必太平矣」。遂遍拜城與仲舒等曰、「諸諫議能如此言事、天下安得不太平也」。已而連呼、「太平萬歲、太平萬歲」。

D 時議以爲延齡朝夕爲宰相。城獨謂同列曰、「延齡、倘入相、吾唯抱白麻慟哭」。後竟坐延齡事、改爲國子司業。

d 時朝夕相延齡。城曰、「脫以延齡爲相、當取白麻壞之、慟哭於庭」。竟坐延齡事、改國子司業。

このうちBとbはほとんど同じ文章と言つてよく、両者が同一の資料をもとにしているか、あるいはどちらかがもう一方の影響のもとに書かれたものと判断して

間違いなかろう。

(2) 『徳宗実録』を参照した可能性

①徳宗の呼称

次に注目するのは両者の徳宗に対する呼称である。

先に同じくアルファベットの大文字は『唐会要』卷五五、小文字は『順宗実録』卷四・陽城伝からの引用である。

A 上使中官齋章服衣之、而召見、賜帛五十疋。

B 上怒未解、勢不可測。滿朝無敢言者。

b 德宗怒不解、在朝無救者。

C 上大怒、召宰臣入語、將加城等罪。

c 德宗大怒、召宰相入語、將加城等罪。

D 「今日始知聖朝有直臣」。

d 「朝廷有直臣、天下必太平矣」。

これを見ると、『順宗実録』(b～d)では「徳宗」「朝廷」という呼称が用いられるのに對し、『唐会要』(A～D)では「上」「聖朝」という敬称が使われていることがわかる。このことから、『唐会要』の文章が、徳宗や徳宗朝を敬称で呼ばなければならない事情、

すなわち徳宗の治世に書かれたものか、或いは徳宗死去後、徳宗を顕彰する文脈で書かれた文献からの引用であると判断される。結論から言えば『唐会要』の記事は、監修国史裴垍のもと、史官蔣乂や韋處厚、独孤郁等によって編纂された『徳宗実録』の記事と考えられる。^⑨以下、このことについて詳しく見ていく。

②『唐会要』の紀年

『唐会要』の記事が『徳宗実録』からの引用であることの今一つの証左は、冒頭に記される「貞元二年六月」の紀年である。陽城の諫議大夫就任は貞元四年六月であり、「貞元二年」は誤りであるが、この記事に紀年がされていること自体が注目に値する。

『唐会要』の徳宗朝貞元年間の記事は、蘇冕『会要』の後を継ぎ、宰相崔鉉が大中七年（八五三）宣宗の詔によつて編纂した『続会要』がもとになつてゐる。蘇冕が『会要』編纂に際し参考した資料は当時の史書、すなわち実録や国史であり、崔鉉等の『続会要』でも、同様に史館で記録・編纂された史書等の公式文書が参考されたとされる。^⑩『順宗実録』では、個人の伝の箇所を除き、繫年部分は文字通り出来事が発生した順番で記録されている。そうした形式は『徳宗実録』においても同じであつたろう。諫議大夫就任を記す『唐会要』卷五五の冒頭の箇所も、もともと『徳宗実録』の貞元四年（『唐会要』

の貞元二年は誤り）六月の箇所に記されていたと考えられる。^⑪『唐会要』の文章が『徳宗実録』の引用であるとすれば、『順宗実録』が『徳宗実録』と重複する内容の記事を改めて記載する場合、前代の実録である『徳宗実録』の文章をそのまま引用したり、元の文章を多少変更して利用するということはあり得たのであるうか。

③『順宗実録』における『徳宗実録』記事の利用

元和六年（八一二）正月に宰相に就任した李吉甫は、裴垍を繼いで監修国史を兼任し、同年四月には裴垍のもとで史官を務めていた韋處厚等の史職を解いている。よつてこの時までに韋處厚の三巻本『順宗実録』は、未定稿ながらそれなりの形をなしていふことになる。『徳宗実録』が憲宗に献上されるのが前年の元和五年（八一〇）十月で、本文自体は前年の元和四年（八〇九）夏には完成していたことから、韋處厚の三巻本は、元和四年から六年にかけて、『徳宗実録』の完成と同じ頃か、順番的に見てそれより少し遅れてひとまず形が整つたと思われる。韋處厚自身、『徳宗実録』の編纂にも関与していることから、韋處厚が『順宗実録』を編纂する際、『徳宗実録』の記事は容易に見ることができたはずである。

また、韓愈等が韋處厚三巻本の修正・増補を始めるのは元和八年（八一三）十一月であるから、韓愈等史

官は国家の史書編纂所である史館に保管されていた『徳宗実録』を、当然ながら見ることはできたであろう。司馬光『通鑑考異』には、『資治通鑑』本文を記す際に参照した史書が数多く引用されている。そして元資料の内容に異同がある場合、それらを併記し何に従つたか明記している。この『考異』に『徳宗実録』と『順宗実録』が併記される箇所が三箇所あり、両者に同内容の記事があつたことがわかる。以下、その一例を挙げる。

左補闕張正一上書、得召見。考異曰、「順宗實錄」作

〔張正買〕今從『徳宗實錄』。

正一與吏部員外郎王仲舒、

主客員外郎劉伯芻等相親善。考異曰、……〔順宗實錄〕

云、「正買與王仲舒、劉伯芻、裴蕡、常仲孺、呂洞相善、數遊止」。

今從『徳宗實錄』。叔文之黨疑正一言己陰事、令執誼反譖正一等於上、云「其朋黨、遊宴無度」。九月、甲寅、正一等皆坐遠貶、人莫知其由。

（『資治通鑑』卷二三六・唐紀五二・徳宗貞元十

九年）

は『徳宗実録』に従つたと記す。
現行の『順宗実録』では、『通鑑考異』が引く文章（二つ目の傍線箇所）は、卷五掲載の王叔文の伝の箇所に見える。恐らくは同じ内容の文章が、『徳宗実録』では貞元十九年九月の箇所に繫年されていたと考えられる。『順宗実録』が『徳宗実録』で「張正一」となつていたのを何故「張正買」に修正したかは不明であるが、『順宗実録』卷五掲載の王叔文伝のこの箇所は、もともと『徳宗実録』で断片的に記録されていた王叔文に関する記事を利用し、他の王叔文関係の記事となぎ合わせて一つの伝として構成したものと思われる。同じようなことが、陽城の伝を編纂する際にも行われたのではなかろうか。陽城の官人としての活動時期はほとんど徳宗朝と重なつてゐるわけであるから、『徳宗実録』の繫年部分には、陽城の公的な場面での言動や事跡が断片的に記されていたはずである。『順宗実録』で陽城の伝記を記すに当たり、『徳宗実録』の各卷に分散していた陽城関係の記事を集め、時に誤りと判断した箇所を修正し、時に他の資料や新たに取材した内容を追加しながら一つのまとまつた陽城伝に再構成したものと考えられる。

王叔文等「永貞革新」派が自分たちの策謀が徳宗に知られるのを恐れ、諫官の張正一等を讒言により遠方に左遷したことを記す。傍線部にあるように、『順宗実録』が徳宗に上書した人物を「張正買」とするのに対し、『徳宗実録』は「張正一」を作り、司馬光『考異』

前章で確認したように、『唐会要』卷五五「省号」に引く諫議大夫陽城の記事が、『順宗実録』に先だつ

三 史官韓愈の叙述態度

て編纂された『徳宗実録』からの引用であるとすれば、両者を比較することで、『順宗実録』五巻本の実質的編著者である史官韓愈の叙述態度を知ることができるのではないか。

もちろん陽城の伝に関しては、そのすべてが韓愈の手になるというわけではなく、順宗が陽城の名譽回復を行つていて、前史官である韋處厚の三巻本にも陽城の伝は必ず記載されていたはずである。よつて、韓愈が修正・加筆するに当たり、韋處厚三巻本の文章をそのまま踏襲した箇所もそれ相応にあつたであろう。しかしながら、現行の韓愈五巻本は韋處厚三巻本から巻数にして約一、七倍増えていること。それに比例して、韓愈自身が「比之旧錄，十益六七」（之を旧錄へ）韋處厚三巻本に比べれば、十に六、七を益す」と述べているように、内容（字数）も一、六七倍に増えていること。¹²そして何より韋處厚三巻本に陽城のまとまつた伝があつたとしても、最終的には史官韓愈のチエックを経て現在の形にまとめられているのであるから、そこから韓愈の叙述態度を探ることに大きな問題はないものと考える。¹³

以下、『唐会要』卷五五（＝『徳宗実録』）と『順宗実録』卷四「陽城伝」の顯著な相違点を指摘し、史官韓愈の叙述態度を検討することにしたい。

（1）陽城のセリフ
最初に指摘するのは、徳宗が佞臣である裴延齡を宰相に就任させようと計画したことに対し、諫議大夫陽城が命を賭して阻止した事件を記す箇所である。

A 時議以爲延齡朝夕爲宰相。城獨謂同列曰、「延齡倘入相、吾唯抱白麻慟哭」。後竟坐延齡事、改爲國子司業。
（『唐会要』卷五五）

a 時朝夕相延齡、城曰、「脱以延齡爲相、當取白麻壞之、慟哭於庭」。竟坐延齡事、改國子司業。
（『順宗実録』卷四）

陽城のセリフを、『唐会要』が「（裴）延齡 倘し入相すれば、吾 唯だ白麻を抱きて慟哭せん」と記述するのに対し、『順宗実録』では、「脱し延齡を以て相としさば、当に白麻を取りて之を壞し、庭に慟哭せん」と記す。ここに出てくる「白麻」とは、唐代、皇帝が詔書を書く際に使用した白い麻紙であり、ここでは裴延齡を宰相に任命する徳宗の詔書を指す。

ここで注目すべきは、『順宗実録』が記す陽城のセリフに「脱」という口語語彙が用いられていることである。¹⁴

陽城のこの事件は、中唐の李肇が、穆宗の長慶年間（或いはそれ以降）に編纂した『唐国史補』卷上にも

記されている。そこでは陽城のセリフは、「白麻若出、吾必裂之而死」（白麻若し出づれば、吾必ず之を裂きて死せん）と記され、『順宗実録』のように「脱」は使われていない。

『順宗実録』を元にして書かれた両『唐書』の記載はどのようになっているであろうか。『旧唐書』では、陽城の伝は「隱逸伝」に隠者二十人中の一人として、基本的に『順宗実録』陽城伝を踏襲する形で採録されている。それに対し『新唐書』では「卓行伝」に、五名のうちの一人として入れられており、陽城の評価が格上げされたことを示す。そこに編修者宋祁の、『順宗実録』陽城伝の編著者韓愈に対する尊崇の念を間接的に見ることができると、問題の陽城のセリフは「延齡為相、吾当取白麻壞之、哭於廷」と、「脱」の字が削られている。『新唐書』が『旧唐書』の口語を文語や古文に書き改めたことについては、内藤湖南『支那史学史』「宋代に於ける史学の進展」の「新旧唐書」史体の変化」のなかで簡潔に説明されているが、韓愈の文章を自らの文章の手本とした宋祁でさえも、この「脱」の口語臭を見逃すことはできなかつたのであるうか。

（2）徳宗批判の鮮明化
同じ箇所の比較からは、『順宗実録』では徳宗批判の意図が顕著であることが指摘できる。ここでも同時代の資料である『唐国史補』を参考に取り挙げる。

B 時議以爲延齡朝夕爲宰相。……「延齡倘入相、吾唯抱白麻慟哭」。
（『唐会要』卷五五）

b 時朝夕相延齡。……「脱以延齡爲相、當取白麻壞之、慟哭於庭」。
（『順宗実録』卷四）

※ 陽城爲諫議大夫。德宗欲用裴延齡爲相。城曰、「白麻若出、吾必裂之而死」。德宗聞之以爲難、竟寢之。
（『唐国史補』卷上）

B 『唐会要』では、佞臣裴延齡が宰相に就任する経緯について、「時議以爲へらく延齡朝夕に宰相と為らん」と、世論ではいざれ近いうちに裴延齡が宰相に就任するであろうと言われていたと記し、陽城のセリフは「延齡倘入相すれば」と、裴延齡が主語になつていて、
それに對し b 『順宗実録』では、「時に朝夕 延齡を相とせんとす」と、主語は省略されてはいるものの、

それが徳宗であることは明らかであり、陽城のセリフでも名指しきれないものの、「相と為」そうとした人物（徳宗）の存在を暗に示す書き方をしている。参考に挙げた『唐国史補』では、地の文では徳宗の名を出しているが、陽城のセリフでは「白麻 若し出づれば」と、皇帝の任命書である白麻が主語となっている。三者を比較した場合、『順宗実録』が徳宗を最も批判的に書いていることが明らかであり、逆に『唐会要』の記事が、徳宗を表面に出さないよう腐心していることがうかがえる。このことは、『唐会要』所載の記事が、徳宗に配慮した書き方をしていること、つまり先述の通り、この記事が『徳宗実録』を転載したものであるとの傍証となる。

(3) 張万福に関する記事

史官韓愈の叙述態度がうかがえるもう一つのポイントは、陽城伝に挿入される張万福のセリフである。

張万福は代宗・徳宗朝に和州や泗州、濠州の刺史を歴任し、文人官僚ではなく武人として国家危急の時に尽力した忠功の臣である。徳宗の貞元年間、その功績を称えられ凌煙閣に肖像画が飾られている。貞元二十二年（八〇五）に左散騎常侍で致仕し、その年の五月に九十歳で死去している。『順宗実録』卷四には、陸贊や陽城の伝の直前に比較的詳細な張万福の伝が記されている。

陽城伝に登場する張万福は、陸贊罷免の撤回と裴延齡の宰相就任を阻止しようとする陽城等の行為を絶賛する人物として記される。『唐会要』と『順宗実録』の該当箇所は以下の通りである。

c 於是金吾將軍張萬福、武將不識文字。亦知感激、端笏詣城、與諸諫官等泣而且拜曰、「今日始知聖朝有直臣」。
〔『唐会要』卷五五〕

延英門大言賀曰、「朝廷有直臣。天下必太平矣」。遂遍拜城與仲舒等曰、「諸諫議能如此言事、天下安得不太平也」。已而連呼、「太平萬歲、太平萬歲」。萬福武人、時年八十餘。自此名重天下。

(『順宗実録』卷四)

一見して明らかかなように両者の最も大きな違いは、張万福のセリフの引用にある。『唐会要』卷五五では「今日始めて聖朝に直臣有るを知る」と、わずか一文記されるだけであるのに対し、『順宗実録』卷四では張万福の三つのセリフが連続して記されている。『唐会要』では、地の文では「亦た知りて感激し、笏を端して城に詣り、諸諫官等と泣きて且つ拜して曰く、……」とあるように、張万福が陽城等の抗議行動に感激していることが表現される。しかしながら、対

照的にそのセリフ「今日 始めて聖朝に直臣有るを知る」からは張万福の感情の高ぶりは感じられない。

それに対し『順宗実録』では、張万福のセリフを三つ重ね、陽城等の行為に対する感激が伝わる工夫をしている。

①「朝廷 直臣有り。天下必ず太平ならん」。

②「諸諫議 能く此の如く事を言へば、天下安んぞ太平ならざるを得ん」。

③「太平万歳！、太平万歳！」。

C『唐会要』所載の張万福のセリフは、c『順宗実録』の①に該当するが、韓愈はさらに②・③と繰り返す。やや冗長であるという印象を受けるが、三つのセリフは単なる繰り返しではない。現代の修辞技法で言うところの漸層法的な手法を用いて、張万福の興奮が徐々に高まっていく様子を表現しようとしている。さらに両者の違いを指摘すれば、『唐会要』卷五五の最初の一文にある「武将にして文字を識らず」の句は、『順宗実録』卷四では削られて末尾に移され、「万福は武人にして、時に年八十餘なり。此れより名は天下に重んぜらる」と書き換えられている。陽城等の行為を絶賛したことで晩年になつて張万福の名声が高ま

つたと記すことで、陽城等の抗議行動の反響とその正当性を強く印象づけようとする意図が見て取れる。

おわりに

『順宗実録』に掲載される陽城の伝は、『順宗実録』に伝が掲載される八名のなかで特に長編であり、徳宗朝の名宰相である陸贊の伝に次いで長い。そのことは、順宗朝の歴史を記録する上で、『順宗実録』に陽城の伝を掲載することが重要視されていたことを示す。

そうしたなか本稿で取り上げた裴延齡の讒言による宰相陸贊等の失脚と、裴延齡の宰相就任を断行しようとする徳宗の人事の不当性とを、命を賭して諫めた陽城の抗議行動を記した箇所は、末尾に挙げた『順宗実録』陽城伝全体（I）～（VI）の（III）に当たり、伝全体の四分の一程度に過ぎない。

しかしながら、この箇所は陽城個人の事跡で最も重要なだけではなく、皇帝の人事の不当性を自らの命を賭して阻止しようとした諫官として、官僚としての究極の姿勢を示している点で、当然史書に記載されるべき重大事件であった。よって、この事件を記録する史官がその史才を揮うに相応しい題材であり、事実陽城伝全体の構成から見ても、この場面は一つのクライマックスになるよう工夫されている。

冒頭【I】では、中條山に隠棲していた陽城が、宰相李泌の推挙により諫議大夫に就任する際、陽城を敬

慕する地元の人々が「(陽)城 山人にして能く自ら苦刻し、名利を樂しまず。必ず諫諍もて職下に死せん」と、陽城の諫官就任を心配したことを記しており、【III】の事件の伏線となるよう構成されている。人々の心配した通り、陽城は裴延齡の宰相就任を阻止したことがきっかけで国子司業に降格し、その後道州刺史に左遷され、その地で長安に召還されないまま死去している。

また【II】で、諫議大夫に就任したもの、役所で

はろくに仕事もせず、家では二人の弟や客と酒を飲んでばかりいたと記すのも、一転して過激な抗議行動を起こす事件を記す【III】を際立たせるための意図的な配置であろう。

このように、『順宗実録』陽城伝は、構成面でも非常に考えられており、そのなかで以上見て来たように、【III】が陽城伝の大きな山場となるよう書かれているのである。

恐らくは、前史官である韋處厚の『順宗実録』三巻

本でも、未定稿ながらこの場面はかなり重点を置いて書かれたはずであり、韓愈がそれをどこまで踏襲し、どこに独自性を出したかは、韋處厚三巻本が存在しない以上、これ以上詮索しようがない。しかしながら、本文で述べたように、現行の『順宗実録』五巻本が宋代の文章家で史才に優れた韓愈の手によつて編修されていることから、その文章表現や構成面での特徴から史官韓愈の意図や工夫を読み取ることは可能であろう。

※『順宗実録』卷四 「陽城伝」

本稿では、『順宗実録』陽城伝の一部、すなわち諫議大夫としての陽城の活躍の場面を取り上げたに過ぎないが、取り上げた箇所からだけでも、陽城の行動や口吻をリアルに表現してその人物像を浮かび上がらせ、さらには徳宗の人事の不当性を明らかにしようとする史官韓愈の叙述態度を顕著に見て取ることができるのである。

I 城字允宗、北平人、代爲官族。好學、貧不能得書。乃求入集賢爲書寫吏、竊官書讀之、晝夜不出。經六年、遂無所不通。乃去陝州中條山下、遠近慕其德行、來學者相繼於道。閭里有爭者、不詣官府、詣城以決之。李泌爲相、舉爲諫議大夫、拜官不辭。未至京師、人皆想望風采、云「城山人能自苦刻、不樂名利。必

諫諍死職下」。咸畏憚之。

II 既至、諸諫官紛紛言事、細碎無不聞達、天子益厭苦之。而城方與其二弟及客連夜痛飲、人莫能窺其意。有懷刺譏之者、將造城而問者。城揣知其意、輒彊與酒。客或時先醉仆席上、或時先醉臥客懷中、不能聽客語。約其二弟云、「吾所得月俸、汝可度吾家有幾口、月食米當幾何、買薪菜鹽米凡用幾錢、先具之。其餘悉以送酒姬、無留也」。未嘗有所貯積。雖其所服用切急不可闕者、客稱其物可愛、城輒喜、舉而授

之。陳蕡者、候其始請月俸、常往稱其錢帛之美、月有獲焉。

III 至裴延齡讒毀、陸贊等坐貶黜。德宗怒不解、在朝無救者。城聞而起曰、「吾諫官也。不可令天子殺無罪之人而信用姦臣」。即率拾遺王仲舒數人、守延英門上疏、論延齡姦佞贊等無罪狀。德宗大怒、召宰相入語、將加城等罪。良久乃解、令宰相諭遣之。於是金吾將軍張萬福聞諫官伏閭諫、趨往、至延英門大言賀曰、「朝廷有直臣。天下必太平矣」。遂遍拜城與仲舒等曰、「諸諫議能如此言事、天下安得不太平也」。已而連呼、「太平萬歲、太平萬歲」。萬福武人、時年八十餘。自此名重天下。時朝夕相延齡。城曰、「脫以延齡爲相、當取白麻壞之、慟哭於庭」。竟坐延齡事改國子司業。

IV 至、引諸生告之曰、「凡學者、所以學爲忠與孝也。諸生寧有久不省其親乎」。明日、謁城歸養者二十餘人。有薛約者、嘗學於城。狂躁、以言事得罪。將徙連州、客寄有根蒂。吏縱求得城家。坐吏於門、與約飲決別、涕泣送之郊外。德宗聞之、以城爲黨罪人、出爲道州刺史。太學生魯郡文・李儼等二百七十人、詣闈乞留。住數日、吏遮止之、疏不得上。

V 在州、以家人禮待吏人、宜罰者罰之、宜賞者賞之、一不以簿書介意。賦稅不登、觀察使數誚讓。上考功第、城自署第曰、「撫字心勞、徵科政拙、考下下」。觀察使嘗使判官督其賦。至州、怪城不出迎、以問州

吏。吏曰、「刺史聞判官來、以爲己有罪、自囚於獄、不敢出」。判官大驚、馳人、謁城於獄曰、「使君何罪。某奉命來候安否耳」。置一兩日未去。城固不復歸館。門外有故門扇橫地。城晝夜坐臥其上。判官不自安、辭去。其後又遣他判官崔某往按之。崔承命不辭、載妻子一行、中道而逃。

VI 城孝友、不忍與其弟異處、皆不娶、給侍終身。有寡妹依城以居。有生年四十餘、癡不能如人。常與弟負之以游。初、城之妹夫亡在他處、家貧不能葬。城親與其弟昇尸以歸、葬於其居之側。往返千餘里。卒時年六十餘。

注

(1) 現存する『順宗実録』五巻本が、後世手を加えられながらも、そこに韓愈の史官としての叙述態度を見ることが可能であることは、畠村「韓愈の史才と『順宗実録』」(『中國中世文学研究』第四四号、二〇〇三年)の第一章『順宗実録』の改修を参照。そこで触れた陸贊に關わる記事と同様、本稿で扱う陽城の記事も、ほとんどすべて徳宗朝の出来事であり、後の史官による改修の手は加わっていないと考えられる。

なお本稿は、『順宗実録』陸贊伝からうかがえる史官韓愈の叙述態度を論じた前掲「韓愈の史才と『順宗実録』」と、元和年間の実録編纂と文学の関係を論じた「白居易『新樂府・道州民』の制作意図—元和年間ににおける実録編纂と

の関係について」（『中国文史論叢』第八号、二〇一二年）と内容的に関連する。以下、注で両論文を引く場合は、前者を畠村A、後者を畠村Bと略称を用いることにする。

(2) 畠村A参照。

(3) 孫昌武『唐代古文運動通論』（百花文芸出版社、一九八四年）「古文運動」前期理論主張」参照。

(4) 韓門に史家集団としての側面があることについては、畠村「韓門文人の史家的側面—李翫を中心にして—」（『中国中世文学研究』第五〇号、二〇〇六年）を参照。

(5) 以下、『順宗実録』の本文に関する諸本との校勘を行つてある屈守元・常思春主編『韓愈全集校注』（四川大学出版社、一九九六年）に拠る。

(6) 元和年間における実録の編纂状況については、畠村Bを参照されたい。また、『順宗実録』に関する研究については、主として稻葉一郎「順宗実録考」（『立命館文学』一〇号（第二八〇号）、一九六八年。後、同氏『中国史学史の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇六年所収）を参考した。その他、『順宗実録』のテキスト・作者の問題及び筆者自身に考えについては、畠村Aの本文及びその注⑥⑦を参照。

(7) 元和五年（八一〇）当時、陽城が世間的に顕彰されないままの状態であったことについては、元稹「陽城駅」や白居易「和陽城駅」「贈樊著作」等の詩を根拠に畠村Bで論じた。

(9) 傍証として、『順宗実録』中で順宗は、常に「上」と呼ばれている。

(10) 花房英樹「会要について」、『支那学研究特輯』第一号、広島支那学会、一九五四年）参照。

(11) 『唐会要』卷五五の本文中、「其後陸贊・李充等以讒毀受譴、朝廷震懼」は、陸贊が忠州別駕に左遷される貞元十一年（七九五）四月のことであり、よつてこれ以後の文章は『德宗実録』の貞元十一年以降の記事からの引用と考えられる。

(12) 韩愈「進順宗皇帝実録狀二首」其一（『東雅堂昌黎集注』卷三八）。

(13) 「実録」の編纂は宰相を監修国史とし、国立の史書編纂所である史館で行われる国家プロジェクトであるが、それでもそこに編纂を中心的に担当する史官の個性や史才が現れると考えられていたようだ。『順宗実録』に編著者である韓愈の史才が見て取れるについては、韓門の李漢の書いた韓愈文集の序に「又有注論語十卷、伝学者、順宗実録五卷、列於史書 不在集中」（『全唐文』卷七四四）とあるように、それが韓愈の著述であるとされていることや、韓愈の影響を受けた晚唐の孫樵が、文章能力のかで史才の習得が最も困難であるとする文脈で、「唐朝以文索士。二百年間、作者數十輩、独高韓吏部。吏部修順宗実録、尚不能當孟堅」（『与高錕望書』、『全唐文』卷七九四）と述べ、『順宗実録』を韓愈の著作としていることからもわかる。

(8) 畠村A参照。

(14)『漢語大詞典』の「脱」の項に「もし、万一」の意味を挙げ、用例として撰者に諸説ある兵書『呉子』勵士の「君試發無効者五万人、臣請率以当之。脱其不勝、取笑於諸侯、失權於天下矣」を引き、その次には中唐の小説『集異記』卷二の「脱是吾詩、子等當須拝床下、奉吾為師」を引く。王之涣、王昌齡、高適が酒場で歌われる音楽師の歌詞を聞き、詩の優劣を競い合った有名な話に出てくるもの。王之涣が「もしも最も美しい歌妓の歌う歌詞が自分の詩であつたら、君たちは私を師匠と仰げ！」と豪語する内容で、『順宗実録』陽城伝の「脱」と口吻が類似する。ただし、「脱」は唐代の新しい口語語彙という訳ではなく、六朝の早い時期から詩文に見える。例えば、陶淵明『与員晉安別』に「脱有經過便、念來存故人」とあり、『陶淵明集全釈』(田部井文雄・上田武著、明治書院)附「陶詩の用語に関する一考察」(坂口三樹氏担当)に、陶淵明の使用した口語語彙の一つとして紹介される。また、『世說新語』賞誉篇一七に「脱時過止、寒溫而已」とあり、『世說新語校箋』(中華書局)付「世說新語詞語簡釈」に「もし、たまたま」の意として説明がある。『世說新語』には口語表現が多く使われているが、ここでもそのように判断されたのである。また、『敦煌變文』の「葉淨能詩」(黃征・張涌泉『敦煌變文校注』卷二、中華書局)、「目連緣起」(同卷六)にも見え、前者について『校注』で「脱、如果、即使」と説明される。日本の解説書では、太田辰夫『中國語史通考』(白帝社)が、「脱」「脱若」として、『過去現在

因果經』(脱)、「摩登伽經上」(脱若)の仏典の用例を引く(八四頁)。また、牛島徳次『漢語文法論・中古篇』(大修館書店)に、『宋書』(三〇四頁)、『後漢書』(四〇七頁)の用例を一例ずつ引いている。いずれも「もし」の意味。以上、「脱」は唐代に新たに使用されるようになった口語語彙ではないが、口語的な表現として六朝の始め頃から使われ続けた語彙であると考えられる。

(15)『順宗実録』陽城伝が「当取白麻壊之」、『唐國史補』巻上が「吾必製之而死」と、徳宗の詔書(白麻)を「壊」(破壊する)や「裂」(破裂する)を用いて表現しているのに対し、筆者が『徳宗実録』の文章の引用と推定する『唐会要』巻五五の文章は、それを「抱」(抱きかかえる)。絶対に提出させないという行為)と、やや過激さを抑制した表現となっている。ここには、徳宗批判のニュアンスを少しでも和らげようとする書き手の意図をうかがうことができるのでなかろうか。このことは、『唐会要』の基づいた史書が徳宗を直接批判することがはばかられる性質のもの、すなわちそれが『徳宗実録』であるとする筆者の推論を補強する根拠となりうるであろう。

(16)徳宗に対する批判を、韓愈は『順宗実録』巻四の陸贊伝でも行っている。それについては、畠村Aを参照。また、徳宗の為政に対する批判的な見方が、韓愈個人に由来するものではなく、憲宗や政権中枢部の意向に沿つたものであることについては、畠村B八九・九〇頁を参照されたい。